

平成 21 年 2 月
平成 26 年 3 月一部改訂
平成 27 年 5 月一部改訂
平成 27 年 7 月一部改訂
平成 29 年 7 月一部改訂
平成 31 年 3 月一部改訂
2021 年 6 月一部改訂
2022 年 4 月一部改訂

阪神高速道路株式会社 公募型共同研究応募要領

1. 公募型共同研究の概要

経年の増加に伴い道路構造物の維持管理がますます重要になってきているなど、阪神高速道路の道路事業を適切に実施していくために多くの課題を抱え、課題解決のために更なる技術開発が求められている。

また当社の事業は、総合的な技術を基盤とし、従来にもまして高度化、多様化が求められており、技術開発にあたっては多くの分野の関連技術の集積が必要となっている。

当社の「公募型共同研究」はこうした背景のもとに、当社の重要かつ喫緊の課題について、当社以外から広く技術的解決方法を募集し、選定した相手方と共同で研究開発を行うことで、より効率的かつ効果的によりよい課題解決を進めていくことを目的とした制度である。

2. 公募型共同研究の分類

(1) 「阪神高速提案型共同研究」

阪神高速提案型共同研究は、当社が提案する研究項目及び研究細目（案）を提示し、応募された企画書を評価・選定して、共同研究者を決定して行う共同研究である。

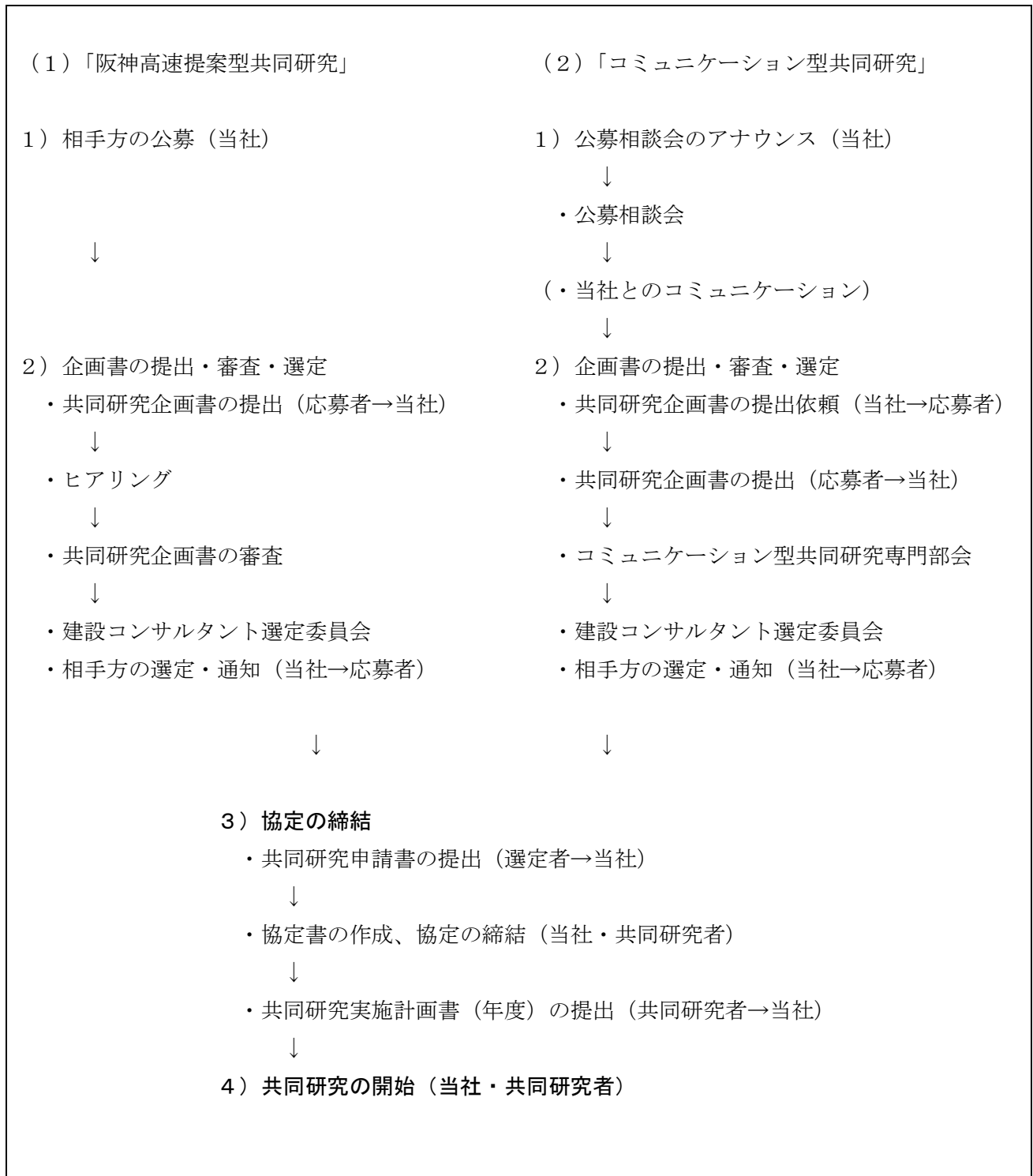
(2) 「コミュニケーション型共同研究」

コミュニケーション型共同研究は、応募者の保有する技術（以下、シーズという。）と当社の必要な技術（以下、ニーズという。）や保有技術を融合させる議論（以下、コミュニケーションという。）を踏まえ、応募者が作成する企画書を審査し、共同研究者を決定して行う共同研究である。

3. 公募型共同研究開始までの事務内容

(1) 公募型共同研究事務の流れ

公募型共同研究の事務の流れは以下のとおりとなっている。



①「阪神高速提案型共同研究」事務の流れ

1) スケジュール

相手方の公募の標準的な期間は、20日～2ヶ月間とするが、公募期間については、当社ホームページで掲示する。

また、共同研究企画書（以下「企画書」という。）の審査・選定の標準的な期間は、10日～1ヶ月間とする。

2) 共同研究の相手方の公募

共同研究の相手方は当社ホームページを通して、公に募集（公募）する。

参画条件は、大学、研究機関、民間企業、公益法人等で、当社の提示した研究課題に対して過去5年間に類似の研究実績等があり、研究体制等が整っており、かつ下記に示す企画書の提案内容が当社の求める水準に達していると認められることが条件となる。

応募する際に、当社が提示する研究項目に対して、企画書を提出すること。

企画書の作成に関する様式や条件、内容等は当社が提示する（詳細は「4. 企画書の内容」を参照のこと）。

3) 質問への対応

質問の受付先、受付期間については、当社ホームページで掲示する。

4) 企画書の提出

企画書の提出期間、提出先については、当社ホームページで掲示する。

企画書は1部提出すること。

提出された企画書は、選定されなかった応募者には審査終了後に返却することとしており、提出期間中の企画書の管理、機密の保持については厳守する。

5) 企画書の審査、相手方の選定・通知

当社は提出された企画書をもとに審査を行い、共同研究者を選定する。

なお、必要に応じてヒアリングを行うので、当社より連絡があれば、研究責任者が対応すること。

応募者には当社から選定結果を通知する。

6) 共同研究申請書の提出

共同研究の相手方として選定された応募者は、企画書よりもさらに詳細な内容の共同研究申請書を提出すること（詳細は「5. 共同研究申請書の内容」を参照のこと）。

7) 協定書の作成、協定の締結

共同研究の実施にあたり、当社と共同研究者の間で協定書を作成し、協定を締結する。

②「コミュニケーション型共同研究」事務の流れ

1) スケジュール

公募相談会案内の標準的な期間は20日～2ヶ月間とし、当社ホームページ等で参加者を公募する。共同研究実施の可能性がある場合は、公募相談会から通常3ヶ月以内に当社が応募者に対して企画提出書依頼を通知する。

企画書の審査・選定の標準的な期間は、1ヶ月以内とする。

2) 公募相談会

公募相談会は、当社ホームページ等に日時、場所、予約方法、当社のニーズを示し参加者を公募する。対象とする参加者は、当社のニーズに適合するシーズをもつ大学、研究機関、民間企業、公益法人等とする。公募相談会ではコミュニケーションによって共同研究の可能性を模索する。

3) 企画書の依頼、提出

上記2)及びその後のコミュニケーションを踏まえ実施の可能性がある場合は、当社が応募者に企画書の提出を依頼する。依頼にあたって当社より共同研究の名称、研究項目、研究期間、研究概算費用を示す。

企画書の提出期間、提出先については、当社担当者より指示する。

企画書は1部提出すること。

提出された企画書は、提出期間中の企画書の管理、機密の保持については厳守する。

4) 質問への対応

質問の受付先、受付期間については、当社担当者より指示する。

5) コミュニケーション型共同研究専門部会

上記3)の内容を踏まえ、研究内容の新規性、信頼性、有用性に関して学問上の知識と高い見識をもつ専門家の意見を聞くため、コミュニケーション型共同研究専門部会を行う。なお、コミュニケーション型共同研究専門部会には、必要に応じて応募者の参加を要請することがある。

6) 企画書の審査、相手方の選定・通知

当社は提出された企画書をもとに審査を行い、共同研究者を選定する。

応募者には当社から選定結果を通知する。

7) 共同研究申請書の提出

共同研究の相手方として選定された応募者は、企画書よりもさらに詳細な内容の共同研究申請書を提出すること（詳細は「5. 共同研究申請書の内容」を参照のこと）。

8) 協定書の作成、協定の締結

共同研究の実施にあたり、当社と共同研究者の間で協定書を作成し、協定を締結する。

4. 企画書の内容

企画書には次の項目を明記すること。

- ①共同研究の名称
- ②研究項目名
- ③共同研究の内容
- ④共同研究の期間
- ⑤共同研究の実施手順
- ⑥共同研究を行うにあたっての関連又は類似する研究等の実績
- ⑦会社概要
- ⑧共同研究に対する組織体制
- ⑨共同研究費
- ⑩共同研究にかかわる既取得特許等
- ⑪その他、必要と思われる資料
- ⑫本共同研究制度に対する意見、希望等

なお、企画書の様式はA4判縦とする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。
様式は様式－1を参考にすること。

(1) 共同研究の名称

当社が提示した共同研究の名称をそのまま記載すること。

(2) 研究項目名

当社が提示した共同研究の研究項目名をそのまま記載すること。また、応募者側が提案する新たな研究項目がある場合は、併せて記載すること。

(3) 共同研究の内容

研究項目毎に、課題の解決方法と、目標とする研究成果を明確に示した上で、必要な研究事項を列記し、可能な限り具体的な内容を記載すること。なお、説明書に示す研究細目は適宜追加、変更等をしてよい。

(4) 共同研究の期間

応募者側が必要とする研究期間を記載すること。その際、月数まで記載すること。なお、当社では課題解決の緊急性、技術の進歩速度等を勘案し、共同研究期間としてはおおむね3年以内とする。

(5) 共同研究の実施手順

応募者側が設定した共同研究期間内に、研究開発が確実に終了するための実施手順をフローチャート図等で記載すること。

また、年度毎の研究内容が明確になるものとする。

(6) 共同研究を行うにあたっての関連又は類似する研究等の実績

共同研究を実りあるものにするためには、類似研究の実績が大きな要素となる。過去5年間の共同研究内容に関連又は類似した研究や開発実績、業務等の実績について、その内容を明示すること。

(研究や開発実績、業務等の実績を証するものの写しを添付すること。)

なお、関連又は類似する研究等の実績を有しない場合は、選定しない。

(7) 会社概要

研究開発に対する技術力、組織力、経済力を量る資料として、応募会社の創立時期、資本金、従業員数、業務内容とその実績、株式上場の有無等の会社概要を記載すること。

(8) 共同研究に対する組織体制

企画書に示された研究内容を実現するための組織体制を記載すること。また、研究部門全体の組織体制だけでなく、共同研究に実際に専従することのできる研究員も明記すること。加えて、研究責任者と研究者（代表1名）について、過去5年間の関連又は類似の研究実績や業務等の実績、過去5年間の関連又は類似の論文等を記載すること。研究責任者については、保有する資格等も記載すること。（研究実績や業務等の実績、論文等、資格等を証するものの写しを添付すること。）

なお、研究開発を実施する体制があると認められない場合には、選定しない。

また、本共同研究の中で、学識経験者等に技術的指導を受ける場合には、学識経験者等の所属、氏名、指導を受ける内容、方法等を記載すること。

(9) 共同研究費

経済性、効率性に配慮した共同研究費の積み上げを行うこと。また、各検討項目に要する費用（応募者が提案する項目を含む）が分かるようにすること。

なお、研究費は、原則として共同研究実施前に締結する「共同研究の実施に関する協定書」に定める研究費用の分担によりお互いの費用を負担するものとする。また、研究費の支払いは原則として年度毎、及び完了時に行う。

(10) 共同研究にかかわる既取得特許等

共同研究を進めるにあたって、関連部分で既に特許等を取得（申請中のものも含む）している場合、類似した研究で既にその基本特許を取得してある場合、特許等を使用しなければ課題解決ができない場合等は、差し支えない範囲で明示すること。

(11) その他必要と思われる資料

当社が提示した項目だけでは企画書の内容が不十分であると判断される場合は、別途項目を加えて記載すること。

(12) 本共同研究制度に対する意見、希望等

応募課題に関することとは別に、本共同研究制度そのものに対する意見、希望等があれば、別途項目を加えて記載すること。

5. 共同研究申請書の内容

共同研究の相手方として選定された応募者は、共同研究申請書を提出すること。

申請書は、企画書の記載と重複した内容であっても、省略することなく記載すること。

また、申請書は最終的な研究内容や共同研究費を決定するものであり、その内容は企画書よりも更に詳細かつ具体的に記載すること。なお、申請書の提出に先立ち、当社と十分に調整を行うこと。

(1) 申請書の構成

- ①共同研究内容
- ②共同研究実施期間及び年度別工程表
- ③共同研究の研究分担
- ④共同研究費の内訳等
- ⑤共同研究責任者及び研究担当者
- ⑥共同研究の実施場所
- ⑦その他

なお、申請書の様式はA4判縦とするが、図面や添付資料はこの限りではない。

様式は様式－2を参考にする。

(2) 共同研究内容

当社の提示した課題、研究項目（共同研究者が提案する項目を含む）を遂行できる手法、工法、実施手順等を詳細に記述すること。また、ここでは企画書に提示した研究内容よりも更に詳しい研究細目や、それに対する解決手法等を記載すること。

(3) 研究実施期間及び年度別工程表

研究期間は研究費用に影響すると考えられるため、経済的な期間設定をすること。

また、年度別工程表は当社の年度予算とも関連するので、予算枠との整合を図りつつ、両者で調整すること。

(4) 共同研究の研究分担

最も効果的な共同研究が行えるよう作業分担を両者で調整し、役割分担表に記載すること。

(5) 共同研究費の内訳等

共同研究費は、経済性、効率性に配慮し、一般的な調査委託等の見積り方法に準拠して積み上げ、必要経費を計上すること。

なお、見積りにあたっては、以下に述べる事項に留意すること。

(留意事項)

- ①諸経費中の一般管理費等に相当する費用は計上しない。ただし、試験施工により阪神高速道路の資産となる目的物を構築するために必要な場合等の経費については、一般的な工事の場合と同様に、一般管理費等を計上することができる。
- ②共同研究に関連して、両者で調整した上で、共同研究者から提案があった項目等に係る費用についても、共同研究費に含めることがある。
- ③共同研究が複数年度に渡る場合には、積算内訳書で各年度に要する費用が分かるようにすること。

(6) 共同研究責任者及び研究担当者

共同研究（事務手続を除く）に直接携わる構成員（企画書に記載した研究責任者及び研究者を含む）を、その担当業務と共に記載すること。なお、研究責任者及び研究担当者は研究課題に対して十分な知識を有するとともに、それを具現化する能力を持ち合わせた者とする。保有する資格等も記載すること。

(7) 共同研究の実施場所

共同研究を行う場所を記載すること。

(8) 研究成果の発表の方法及び時期

共同研究の成果の発表を希望する場合は、その方法と時期を記載すること。

(9) 使用する主な施設及び機械器具

共同研究に使用する主な施設と機械器具を記載すること。

6. 協定書の内容

共同研究申請書が提出され、当社と選定された応募者が、共同研究を行っていくことについて最終的に合意した場合、協定を締結することとなる。協定に伴い取り交わされる協定書は、基本協定部分と共同研究仕様書部分（以下「仕様書」という。）から成り立っている。なお、複数の共同研究者と共同研究を行う場合も、1件の協定書を結ぶことを原則とする。

以下、阪神高速道路株式会社を「甲」、共同研究相手方を「乙」とする。

(1) 基本協定書の内容

協定書の様式は様式－3を基本とするが、甲乙の協議により、研究内容に応じて適切に定める。

① 研究の目的

甲が提示した目的を記載する。

② 実施内容

研究項目は甲が提示したもの及び乙が提案するものを記載する。

研究内容・実施場所については仕様書に記載することとしており、ここには「別添共同研究仕様書のとおり」と記載する。

③ 実施期間

申請書に従い、甲乙で合意した研究期間を記入する。

④ 研究の分担

共同研究の業務分担については仕様書に記載することとしており、ここでは、その仕様書に従い共同研究を実施する旨を記載する。

⑤ 研究に要する費用分担

- ・共同研究費は申請書に従い、甲乙協議の上金額を決定し記載するが、原則として共同研究費を等分に負担するものとする。
- ・共同研究費及びその分担額を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上決定することとし、その額の変更は協定書の一部変更として、一部変更協定書を締結する。
- ・記載された費用については共同研究費の総額であり、各年度の共同研究費は年度毎に行う年度負担額の協議をもって決定する。

⑥ 共同研究の中止

共同研究の中止の要件を記載する。

⑦ 知的財産権等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取扱い

- ・知的財産権等について取り決める。
- ・この共同研究の実施に伴い新たな発明等が生じた場合、甲乙は速やかに相互に通報し、発明者から承継を受ける必要がある。この場合研究協力者として、甲乙の社員又は従業員以外の者を参加、協力させた場合も承継の対象となる。
- ・持分比率については双方の寄与率により、原則として均等とするが、甲乙協議の上決定する。
- ・知的財産権は共同研究の性質から当社と共同研究者の共有とすることが原則である。しかし、甲乙以外の者でも、甲又は乙が自己の持分を譲渡し、書面により相手方の同意が得られれば第三者に譲渡することができる。

⑧ 研究成果の取扱い

研究成果について取り決めをする。

なお、共同研究終了後は、その内容に応じて処理する。

⑨ 技術知識書の提出

共同研究の趣旨に沿った内容に限らず、共同研究を行っていく過程で派生的に生じた技術やノウハウ等も含め、共同研究の結果得られた技術上の知識が業務のために必要と認められるときに、甲又は乙は技術知識書を作成する必要がある。

⑩ 秘密の保持

秘密の保持について別途取り決め（有効期限など）が必要な場合は、協議によって取り決める。

⑪ 進捗の管理

甲及び乙は定期的に共同研究の進捗状況を管理し、必要に応じて連絡調整を行い、共同研究が円滑に行えるように努めなければならない。なお、この内容は仕様書の中に記載する。

⑫ 有効期間

協定書の有効期間はここに定めたとおりであるが、本協定の失効後も有効な条項がある場合はその定めに従わなければならない。

⑬ 協議

この協定書に定められたもの以外で様々な問題や解釈の疑義が生じた場合には、甲及び乙が互いに連絡、調整をとりながら解決を図っていく。

（２）仕様書の内容

仕様書の様式は様式－４を基本とするが、甲乙の協議により、研究内容に応じた適切な構成を定める。

1) 総則

共同研究の一般事項で、各共同研究を行う場合の共通文として記載する。課題毎に遵守する法令、規則、仕様書等がある場合、総則に記載する。

2) 共同研究の内容

共同研究申請書に基づき、共同研究の内容を詳細に列挙する。

3) 実施場所

本章で実施場所と、必要ならば使用期間等を指定する。

4) 共同研究の研究分担

共同研究申請書に基づき、甲と乙の研究分担を記載する。

5) 進捗の管理

年間のスケジュールの中で、進捗管理する時期、内容等について記載する。

6) 施設などの使用について

共同研究の実施にあたり、必要な施設などについて甲乙の負担あるいは無償提供の条件などを記載する。

7) その他

その他必要事項を記載する。

(様式－1)

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長

殿

「 (共同研究の名称を記入) 」

に関する共同研究企画書

(西暦) 年 月 日

法人名等

代表者

住所

(押 印 省 略)

1. 共同研究の名称
2. 研究項目名
3. 共同研究の内容
4. 共同研究の期間
5. 共同研究の実施手順
6. 共同研究を行うにあたっての関連又は類似する研究等の実績
7. 会社概要
8. 共同研究に対する組織体制
9. 共同研究費
10. 共同研究にかかわる既取得特許等
11. その他必要と思われる資料
12. 本共同研究制度に対する意見、希望等

(様式－2)

(西暦) 年 月 日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長

殿

申請者名

代表者名

住 所

(押 印 省 略)

共 同 研 究 申 請 書

阪神高速道路株式会社との共同研究を実施したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 共同研究の名称
2. 研究目的
3. 研究内容

4. 研究の実施期間 自 (西暦) 年 月 日
 至 (西暦) 年 月 日

年度別工程表

実施内容	(西暦) 年度				(西暦) 年度				(西暦) 年度			
	6	9	12	3	6	9	12	3	6	9	12	3

5. 研究の分担

研究項目	研究細目	研究分担		備考
		阪神高速	申請者	

6. 研究費の内訳

千円 (別添積算内訳書のとおり)

7. 研究責任者及び研究担当者

氏名	役職名	備考

8. 研究の実施場所

9. 研究成果の発表の方法及び時期

10. 使用する主な施設及び機械器具

11. その他

- (1) 事務担当者名及び連絡先
- (2) 別添資料
 - 1) 会社定款
 - 2) 会社概要

(様式－3)

共同研究の実施に関する協定書

阪神高速道路株式会社（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、
に関する共同研究（以下「共同研究」という。）の実施について、次のとおり協
定を締結する。

記

(研究の目的)

第1条 阪神高速道路の道路事業を適切に実施していく上で、〇〇〇の問題があり、〇〇〇が課題とな
っている。

このため〇〇〇（課題解決）を目指した共同研究を行う。

(定義)

第2条 本協定書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

一 「知的財産権」とは、次の各項に掲げるものをいう。

- (1) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び外国における上記各権利に相当する権利
- (2) 特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、商標登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利
- (3) 著作権法に規定する著作権及び外国における上記権利に相当する権利
- (4) 秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特定するもの（以下「ノウハウ」という。）

二 「研究成果」とは、共同研究に基づき得られた発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。

(実施内容)

第3条 甲及び乙は、次に掲げる研究開発を共同で実施する。

- (1) 研究項目
- (2) 研究内容・実施場所 別添共同研究仕様書記載のとおり

(実施期間)

第4条 共同研究の実施期間は（西暦） 年 月 日から（西暦） 年 月 日までとする。

(研究の分担)

第5条 甲及び乙は別添共同研究仕様書に定める研究分担に従い、この共同研究を実施するものとする。

(費用分担)

第6条 共同研究の実施に要する費用は 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）とし、甲は 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）、乙は 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）を分担するものとする。

2 前項の費用を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

3 甲及び乙は、研究費用を年度ごとに負担するものとし、各年度の負担額は甲乙協議の上、定めるものとする。

4 乙は甲に対して、各年度末及び共同研究の完了時に請求根拠を明らかにして甲の分担額を請求するものとする。

5 甲は、前項の規定に基づく請求の内容及び根拠を適正と認めたときは、当該請求に係る経費を乙に対して支払うものとする。

(情報等の提供)

第7条 甲及び乙は、共同研究の実施に必要な情報、資料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲又は乙以外の者との契約等により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。

2 提供された資料（複製物を含む。）は、共同研究終了後又は共同研究中止後相手方に返還するものとする。

(共同研究の中止)

第8条 共同研究を継続することにより甲の業務に支障が生じるおそれがあるとき、研究目的を達成することが困難であると判断されるとき、又は天災その他のやむを得ない事由が生じたため、共同研究を継続することが困難になったときは、共同研究を中止することができる。

2 前項の規定により共同研究を中止しようとするときは、甲及び乙は、あらかじめ相手方と協議しなければならない。

3 前2項の規定により共同研究を中止したときは、甲及び乙は、費用負担及び研究成果の帰属について、協議するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第9条 甲及び乙は、共同研究の実施に伴い新たに発明等が生じた場合には、速やかに相互に通報するものとする。

2 共同研究の実施に伴い新たに発生する知的財産権は甲乙の共有とし、その持分は原則として均等とするものとする。

3 共有に係る知的財産権（以下「共有知的財産権」という。）についての出願及び維持保全の手続きは乙が行い、その費用は当該共有知的財産の持分に応じて甲及び乙がそれぞれ負担するものとする。

4 甲及び乙は、共有知的財産権を単独で実施するとき、又は甲が自ら発注する工事又は業務の用に供するため、甲又は甲が指定する者に対して共有知的財産権を実施させるときは、事前に他方の同意を得ずに実施することができる。

5 甲又は乙が共有知的財産権を実施した場合には、甲又は乙に対して報告の上、甲又は乙に権利の持分割合に応じた実施料を支払うものとし、この場合の実施料の金額、支払時期、支払方法その他詳細事項については、甲及び乙の別途協議の上、これを定めるものとする。なお、甲が自ら発注する工事又は業務の用に供するため、甲又は甲が指定する者に対して共有知的財産権を実施させるときは、甲が実施したものとみなし、同様とする。

6 共有知的財産権に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、甲乙相互に協力してこれに対処するものとする。

7 甲及び乙は、共有知的財産権の自己の持分を第三者に譲渡する場合には、あらかじめ書面により相手方の承諾を受けるものとする。

(研究成果の取扱い)

第10条 共同研究の実施に伴って得た研究成果は甲及び乙の共有とする。

2 甲又は乙は、共同研究によって得られた研究結果を公表、又は第三者に開示しようとする場合には、その内容、時期、方法等について、あらかじめ書面により相手方の承諾を受けるものとする。

(技術知識書の作成)

第11条 甲及び乙は、共同研究の結果得られた技術上の知識について、共同研究の終了日から起算して7日以内に相互に技術知識書を作成しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 甲及び乙は、共同研究の実施にあたり、相手方より提供又は開示を受け、若しくは知り得た技術上及び営業上の一切の情報等のうち秘密である旨を明示したもの（複製物を含む。以下「秘密情報」という。）について、第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報等については、この限りではない。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報等
- 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報等
- 三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報等
- 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報等
- 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報等
- 六 書面により事前に相手方の同意を得た情報

2 甲及び乙は、秘密情報（第1項ただし書に掲げるものを除く。以下同じ。）を共同研究及び本協定の目的以外に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

3 甲及び乙は、秘密情報を、それぞれの情報管理に関する内部規則等に従って適切に管理しなければならない。

(研究協力者の参加及び協力)

第13条 甲又は乙は、共同研究の遂行上、第三者の参加又は協力を得ることが必要と認めた場合、甲又は乙の同意を得た上で、第三者を研究協力者として共同研究に参加させることができる。

2 第三者を研究協力者に参加させた甲又は乙は、研究協力者となる者に本協定の内容を遵守させなければならない。

3 研究協力者が甲、乙又は第三者に損害を与えた場合は、当該研究協力者を共同研究に参加させた甲又は乙が、その損害の賠償について責を負うものとする。

4 研究協力者を共同研究に参加させた甲又は乙は、当該研究協力者との間で、次の各号に掲げる事項の取扱いを別に定めるものとする。

- 一 研究協力者による本協定内容の遵守に関する事
- 二 前項の場合における甲又は乙による研究協力者に対する求償に関する事

5 甲及び乙は、研究協力者に秘密情報を提供又は開示する場合には、あらかじめ甲又は乙の同意を得るものとする。

6 研究協力者が共同研究の実施に伴い発明等を行った場合は、甲又は乙の職員若しくは従業員が当該発明等を行ったものとみなして、第9条の規定を準用する。

(進捗の管理)

第14条 甲及び乙は、共同研究を円滑に実施するため、定期的に相互に連絡及び調整を行い、共同研究の進捗の管理を行うものとする。なお、定期的な連絡及び調整以外にも、甲乙協議の上、必要に応じて相手方に進捗状況の確認を求めることができるものとする。

(第三者との共同研究の禁止)

第15条 甲及び乙は、甲又は乙の同意なしに、第三者との間で共同研究と同一又は類似の目的となる研究を行ってはならない。

(協定の解除)

第16条 甲は、乙に破産、会社更生又は反社会的勢力との不適切な関係などにより信用の失墜があったときは、本協定を解除することができる。

2 甲及び乙は、甲又は乙が次の各号のいずれかに該当し、催告後30日以内に是正されないときは本協定を解除することができるものとする。

一 本協定の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

二 本協定に違反したとき

(損害賠償)

第17条 甲及び乙は、前条の規定に基づく本協定の解除により解除した当事者に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

2 甲及び乙は、故意又は重大な過失により甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有効期間)

第18条 本協定の有効期間は、締結の日から(西暦) 年 月 日(共同研究終了日)までとする。ただし、第9条及び第13条第6項の規定にあっては共有知的財産権が消滅する日まで、第10条及び第12条の規定にあっては、共同研究終了日の翌日から3年が経過する日まで有効に存続するものとする。

(協議)

第19条 本協定に定めがない事項及び本協定の各事項の解釈に疑義が生じた場合は、別途協議し決定する。

(裁判管轄)

第20条 本協定に関する訴えは、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本協定書の成立を証するため、甲と乙とは本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。ただし、本契約を電子契約にて締結する場合は、本契約の証として、電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。この場合、電子データである電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

(西曆) 年 月 日

甲 大阪市北区中之島三丁目2番4号
阪神高速道路株式会社
代表取締役社長 印

乙 印

(様式－４)

共同研究仕様書

(に関する共同研究)

第1章 総則

1. 本仕様書は阪神高速道路会社（以下「甲」という。）と (以下「乙」という。) の間で取り交わした「 に関する共同研究の実施に関する協定書」(以下「協定書」という。) の第3条及び第5条の規定に基づき、本共同研究の内容及び研究分担について定めるものである。
2. 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合の解釈及び本共同研究の細目については甲乙の協議による。また、仕様書に示されていない事項について、本共同研究の性質上必要な調査等を行う場合も、同様とする。
3. 本共同研究を遂行するにあたり、共同研究に関連する各種法令を守らなければならない。
4. 乙は、共同研究を行うに当たっては、必要な事務手続を行わなければならない。
5. 甲及び乙は、事故が発生したときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、事故の原因、経過、被害内容等について、速やかに相手方に報告しなければならない。
6. 共同研究が終了したとき、又は共同研究実施に係る会計年度が終了したときは、乙は甲と共同して共同研究報告書を取りまとめるものとする。

第2章 共同研究の内容

第3章 実施場所

第4章 共同研究の研究分担

第5章 進捗の管理

第6章 施設などの使用について

第7章 その他